



2024年9月27日

各位

東京都新宿区西新宿3丁目20番2号
株式会社クロス・マーケティンググループ
代表取締役社長兼CEO 五十嵐 幹
(コード番号：3675 東証プライム市場)
問合せ先 取締役CFO 小野塚 浩二
(TEL. 03-6859-2259)

当社の取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じです。）及び執行役員（以下「付与対象者」といいます。）に対して、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2024年10月25日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 141,000株
(3) 処分価額	1株につき703円
(4) 処分価額の総額	99,123,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役（※）：2名 109,000株 当社の執行役員：2名 32,000株 ※ 監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年8月26日開催の取締役会において、当社の取締役と株主の皆様との価値共有を一層強化すること等を目的として、新たな株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を新設することを決議いたしました。

また、当社は、2021年9月29日開催の第9回定時株主総会において、①本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、取締役に対して報酬等として譲渡制限付株式を付与すること、②譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み等を要せず当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法、又は、取締役に対して支給された金銭報酬債権の全部の現物出資と引換えに当社の普通株式の発行若しくは処分を行う方法のいずれかにて行うこと、③本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間800,000株以内とし、その金額は年額500百万円以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

その上で、今般、当社は、当社の取締役2名及び当社の執行役員2名に対して、金銭債権合計99,123,000円を付与し、それを現物出資させて、本自己株式処分により、当社の普通株式141,000株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

なお、当社の執行役員である付与対象者に対する本割当株式は、引受けを希望する当社の執行役員である付与対象者に対してのみ割り当てることとなります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と付与対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

付与対象者は、2024年10月25日（払込期日）から2027年9月2日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

付与対象者が、2024年9月27日から2027年9月2日までの期間（以下「役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は従業員（執行役員又は定年等の事由により当社の業務委託先となったものを含む。以下同じ。）のいずれかの地位にあったこと条件として、譲渡制限期間が満了した時点において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、付与対象者が、役務提供期間中に当社の取締役会が正当と認める理由により当社又は当社の子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合において当社の取締役会が相当と認めるときは、当該喪失の時点をもって、役務提供期間の開始日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、譲渡制限を解除する（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合にはこれを切り捨てる。）。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点、又は、役務提供期間中に付与対象者が当社又は当社の子会社の従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、付与対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等承認日までの期間に応じた合理的に定める数の本割当株式につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、付与対象者に支給される金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年9月26日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である703円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、付与対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上